

南越前町物価高対応子育て応援手当支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、物価高対応子育て応援手当の支給について(令和7年12月16日付け成環第769号こども家庭庁成育局長通知)の別紙に定める「物価高対応子育て応援手当支給要領」に基づき、物価高対応子育て応援手当を支給することにより、物価高の影響が長期化し、特に、その影響を強く受けている子育て世帯を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 物価高対応子育て応援手当 前条の目的を達するために、南越前町(以下「町」という。))によって贈与される手当をいう。
- (2) 支給対象者 別記第1に掲げる物価高対応子育て応援手当が支給される者をいう。
- (3) 一般支給対象者 別記第1の1の(1)に掲げる支給対象者のうち、児童手当法(昭和46年法律第73号。以下「法」という。)第17条第1項に規定する公務員を除いた者をいう。
- (4) 公務員支給対象者 別記第1の1の(1)に掲げる支給対象者のうち、法第17条第1項に規定する公務員をいう。
- (5) 出生児童支給対象者 別記第1の1の(2)に掲げる支給対象者をいう。
- (6) 離婚等支給対象者 別記第1の1の(3)に掲げる支給対象者をいう。
- (7) 対象児童 別記第2に掲げる者をいう。

(物価高対応子育て応援手当の支給等)

第3条 町は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、物価高対応子育て応援手当を支給する。

2 前項の規定により支給対象者に対して支給する物価高対応子育て応援手当の金額は、対象児童1人につき2万円とする。

(一般支給対象者に対する支給等)

第4条 町は、一般支給対象者に対し、物価高対応子育て応援手当の支給の通知を行う。

2 一般支給対象者は、前項の通知を受けた際、物価高対応子育て応援手当受給拒否の届出書(第1号様式)を町に提出することにより、物価高対応子育て応援手当の受給を拒否することができる。

3 町長は、第1項の支給の通知後、町長が指定する日までに前項の規定による届出がないときは、速やかに支給を決定し、一般支給対象者に対し、物価高対応子育て応援手当を支給する。

(一般支給対象者に対する支給の方式)

第5条 一般支給対象者に対する支給は、第1号に掲げる方式により行う。ただし、令和7年9月分(令和7年9月に出生した児童については、令和7年10月分)の児童手当の支給に当たって指定していた口座等を解約等しており、物価高対応子育て応援手当の支給に支障が生じるお

それがある場合に限り第2号に掲げる支給方式を、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り第3号に掲げる支給方式を行う。

- (1) 児童手当口座振込方式 町が把握する児童手当振込時における指定口座に振り込む方式
- (2) 指定口座振込方式 前条第3項に規定する支給決定前までに物価高対応子育て応援手当支給口座登録等の届出書(第2号様式)により前号の指定口座の変更を届け出て、町が当該届出をした指定口座に振り込む方式
- (3) 窓口現金交付方式 前条第3項に規定する支給決定前までに第1号の口座の解約等を届け出て、町が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

(公務員支給対象者に係る申請及び支給の方式等)

第6条 公務員支給対象者のうち、申請が必要となるものに対して支給する物価高対応子育て応援手当に係る申請受付開始日は、町長が指定する日とし、物価高対応子育て応援手当申請書(請求書)(第3号様式。以下「申請書」という。)により申請を行うものとする。

- 2 申請期限は、町長が指定する日とする。
- 3 支給対象者による申請及び町による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第3号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。
 - (1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により町に提出し、町が申請者から届け出られた金融機関の口座に振り込む方式
 - (2) 窓口申請方式 申請者が申請書を町の窓口へ提出し、町が申請者から届け出られた金融機関の口座に振り込む方式
 - (3) 窓口現金交付方式 申請者が申請書を郵送又は町の窓口において町に提出し、町が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式
- 4 町は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させることにより、当該申請者の本人確認を行う。

(出生児童支給対象者に係る申請及び支給の方式等)

第7条 出生児童支給対象者のうち、新生児出生時に行った児童手当の認定請求又は額改定請求と併せて申請書により物価高対応子育て応援手当の申請を行ったものについては、児童手当振込口座に物価高対応子育て応援手当を振り込むこととし、児童手当の認定請求又は額改定請求をした後申請書により別途物価高対応子育て応援手当について申請を行ったものについては、原則として既に設定されている児童手当振込口座に振り込むこととする。ただし、申請者が既に設定されている児童手当振込口座と異なる口座への振込を希望する場合は、申請書に記載された指定口座に物価高対応子育て応援手当を振り込むこととする。

- 2 前項の規定にかかわらず、出生児童支給対象者の児童手当受給の記録を基に物価高対応子育て応援手当の支給が可能な場合は、町が当該出生児童支給対象者に対し支給の通知を行い、物価高対応子育て応援手当の支給を行うものとする。
- 3 第1項に規定する申請及び支給に関しては、前条第1項から第4項までの規定を準用する。

4 第2項に規定する手続及び支給に関しては、第4条及び第5条の規定を準用する。

(離婚等支給対象者に係る申請及び支給の方式等)

第8条 離婚等支給対象者のうち、当該者からの支給対象児童に係る児童手当の認定請求又は額改定請求と併せて申請書により物価高対応子育て応援手当の申請を行ったものについては、児童手当振込口座に物価高対応子育て応援手当を振り込むこととし、児童手当の認定請求又は額改定請求をした後申請書により別途物価高対応子育て応援手当について申請を行ったものについては、原則として既に設定されている児童手当振込口座に振り込むこととする。ただし、申請者が既に設定されている児童手当振込口座と異なる口座への振込を希望する場合は、申請書に記載された指定口座に物価高対応子育て応援手当を振り込むこととする。

2 前項の規定にかかわらず、離婚等支給対象者の児童手当受給の記録を基に物価高対応子育て応援手当の支給が可能な場合は、町が当該離婚等支給対象者に対し支給の通知を行い、物価高対応子育て応援手当の支給を行うものとする。

3 第1項に規定する申請及び支給に関しては、第6条第1項から第4項までの規定を準用する。

4 第2項に規定する手続及び支給に関しては、第4条及び第5条の規定を準用する。

(代理による申請)

第9条 代理により第6条第1項、第7条第1項及び前条第1項の申請を行うことができる者は、当該支給対象者の指定した者であると認められる者その他町長が適当と認める者とする。

(申請を要する支給対象者に対する支給の決定)

第10条 町長は、第6条第3項(第7条第3項及び第8条第3項において準用する場合を含む。)の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該申請を要する支給対象者に対し、物価高対応子育て応援手当を支給する。

(物価高対応子育て応援手当の支給等に関する周知)

第11条 町長は、物価高対応子育て応援手当支給事業の実施に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第12条 町長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、申請を要する支給対象者から第6条第2項(第7条第3項及び第8条第3項において準用する場合を含む。)の申請期限までに申請が行われなかった場合、当該支給対象者が物価高対応子育て応援手当の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 町長が第4条第3項(第8条第4項において準用する場合を含む。)の規定による支給決定を行った後、町が把握する児童手当振込時における指定口座(支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合は、当該届出をした指定口座)に物価高対応子育て応援手当として支給を行う手続を行ったにもかかわらず、令和8年3月31日までに指定口座への振込が口座解約・変更等によ

りできない場合は、本件契約は解除される。

3 前項の規定は、第7条第4項において第4条第3項の規定を準用する場合に準用する。この場合、前項中「令和8年3月31日」とあるのは「令和8年5月31日」と読み替えるものとする。

4 町長が第10条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、町が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第13条 町長は、物価高対応子育て応援手当の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により支給を受けた者に対し、支給を行った物価高対応子育て応援手当の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第14条 物価高対応子育て応援手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年12月18日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前において手当の支給を受けた者に係る第13条の規定は、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

別記(第2条関係)

第1 支給対象者

1 物価高対応子育て応援手当は、以下の(1)、(2)又は(3)のいずれかに規定する児童手当の受給者等(以下「支給対象者」という。)に支給する。

(1) 令和7年9月分(令和7年9月に出生した児童については、令和7年10月分とする。)の児童手当法(昭和46年法律第73号。以下「法」という。)による児童手当(以下「児童手当」という。)の受給者

(2) 令和7年9月30日(以下「基準日」という。)の翌日以後令和8年3月31日までに出生した児童(以下「新生児」という。)の父母等(法第4条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する者をいう。)、新生児が委託されている児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは同法第6条の4に規定する里親(以下「里親等」という。)又は新生児が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等(法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等をいう。)の設置者

(3) (1)の受給者の配偶者であって、基準日の翌日以後令和8年3月31日までに離婚(離婚調停中その他これらに準ずる者を含む。)により新たに児童手当の受給者となったもの。ただし、(1)の受給者から物価高対応子育て応援手当に相当する額の金銭等を受け取っていた場合又は当該受給者が物価高対応子育て応援手当に相当する額の金銭等を物価高対応子育て応援手当の目的のために費消していた場合を除く。

2 1の規定にかかわらず、物価高対応子育て応援手当は、次の表の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に1に規定する者(以下「受給者等」という。)に対して物価高対応子育て応援手当の支給が決定されている場合には、この限りでない。

| | |
|---|--|
| <p>①(受給者等死亡の場合) 基準日後、物価高対応子育て応援手当の支給が決定されるまでの間に1に規定する受給者等が死亡した場合(この2の規定により物価高対応子育て応援手当を支給される者が、物価高対応子育て応援手当の支給決定前に死亡した場合を含む。)</p> | <p>左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の、当該死亡した者に係る支給要件児童(法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。)に係る児童手当の支給を受ける者その他これに準ずるものとして適当と認められる者</p> |
| <p>②(施設入所等児童であることが事後に判明した場合) 基準日の翌日から物価高対応子育て応援手当の支給が決定されるまでの間に、受給者等に係る児童が施設入所等児童(法第3条第3項に規定する施設入所等児童をいう。以下同じ。)であることを町が把握した場合</p> | <p>左欄に掲げる施設入所等児童が委託されている里親等又は左欄に掲げる施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等の設置者</p> |
| <p>③(家庭内暴力事案の場合) 基準日の翌日から物価高対応子育て応援手当の支給が決定されるまでの間に、受給者等からの暴力を理由に避難し、当該受給者等と生計を別にしている当該受給者等の配偶者(現に第2の対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。)がその避難先の市町村(特別区を含む。以下同じ。)において、当該対象児童に係る法第7条第1項の規定による認定の請求をし、当該避難先の市町村による当該認定の請求に関する通知が町に到達した場合</p> | <p>左欄に掲げる当該者の配偶者</p> |

第2 対象児童

対象児童(物価高対応子育て応援手当の支給額の算定の基礎となる児童をいう。)は、次の(1)

又は(2)に該当する者とする。

- (1) 令和7年9月分(令和7年9月に出生した児童の場合は10月分)の児童手当の支給対象となる児童
- (2) 基準日の翌日から令和8年3月31日までの間に出生した児童